

奈良市剪定枝粉碎機貸出事業に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、剪定枝の有効利用を促進し、もって廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とするため、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を市民等に無償で貸出することに關し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを利用できるもの（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する個人及び市内に所在する自治会等の団体とする。

(使用用途)

第3条 粉碎機の貸出しは、次に掲げる場合に行うことができる。

(1) 対象者が市内に所有し、又は管理する敷地内の樹木の剪定による剪定枝を有効利用しようとするものとする。ただし、粉碎機を営利目的として使用しようとするものその他事業に供する目的で使用しようとするものを除く。

(2) その他市長が特に必要と認めたとき。

(貸出期間等)

第4条 粉碎機の貸出期間は、貸出日の初日から起算して7日以内とする。

(貸出時間)

第5条 粉碎機の貸出し時間は、祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日の9時から11時15分、13時から16時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めたときは、粉碎機の貸出時間を変更することができる。

(使用申込)

第6条 粉碎機を使用しようとする対象者は、粉碎機を使用する者の本人を確認するための書類を提示の上、奈良市剪定枝粉碎機使用申込書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の申込書は、貸出しを受けようとする日の90日前から当日までに電話等で予約し、提出しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用に当たっての順守事項)

第7条 粉碎機の貸出しを受けたもの（以下「使用者」という。）は、粉碎機の使用にあたり、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 粉碎した剪定枝を土壌改良材等として有効活用し、市のごみ収集に出さないこと。

(2) 粉碎機を第三者に転貸し、又は貸出しを受けた目的以外の目的に使用しないこと。

(使用の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定により承認を受けた使

用者に対し、粉碎機の使用を取り消し、又はその返却を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正手段により、使用の承認を受けたとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。
- (3) この要綱又は使用の承認の際に付した条件に違反したとき。
- (4) その他市長が貸し出すことが適当でないとするとき。

（貸出し及び返却）

第 9 条 粉碎機は、原則として廃棄物対策課から貸出しを行い、返却するものとする。

2 使用者は、粉碎機の使用を終えたときは、本市の検査を受けなければならない。

3 使用者は、粉碎機の使用を終えたときは、所定の奈良市剪定枝粉碎機使用報告書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

（損害賠償）

第 10 条 使用者は、粉碎機の使用にあたり、自己の責めに帰する事由により、本市又は第三者に損害を与えたときは、自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

2 使用者は、粉碎機の全部もしくは一部を破損した時は、自己責任にてこれを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

（施行の細目）

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則この要領は令和 5 年 10 月 1 日から施行する